

食品衛生法の一部改正に伴う食品関係営業施設の情報公開について

食品衛生法の一部を改正する法律が平成30年6月に公布され、営業許可制度の見直しが行われました。この見直しの主なポイントは以下のとおりです。

- ① 食品衛生法で規定する許可業種は、34業種から32業種に統廃合されます。
- ② 改正法において、営業許可は不要でも届出が必要な業種が規定されます。
- ③ 都独自の食品製造業等取締条例(都条例)による許可・届出制度は廃止されます。

この新たな制度は令和3年6月1日より始まります。改正前の法許可業種(34業種)や廃止前の条例許可業種(9業種)が、改正法の許可業種(32業種)にどのように統廃合されるかは裏面をご確認ください。

なお、改正前の食品衛生法の規定に基づく営業許可若しくは廃止前の食品製造業等取締条例の規定に基づく営業許可を取得している事業者が、令和3年6月1日以降も事業を継続する場合は、以下の経過措置が適用されます。

- ✓ 改正前の法許可を取得している事業者は、その許可が満了するまでに、改正法に基づく営業許可を取得する必要があります。なお、この許可申請は「新規」の扱いとなります。6月1日以降当面、「更新」申請は出てきません。
- ✓ 廃止前の条例許可業種を取得している事業者は、令和6年5月31日までに改正法に基づく営業許可を取得する必要があります。なお、この許可申請は「新規」の扱いとなります。

従いまして、令和3年6月1日以降の食品衛生関連の情報公開に関する注意点は以下のとおりです。

〈情報公開請求をする方へ ～ご注意ください～〉

令和3年6月1日以降、

■ 都条例による許可・届出制度は廃止されます。

→令和3年5月31日以前に都条例に基づき営業許可を受けた施設の簿冊は閲覧できます。

■ 食品衛生法の一部改正により、次のとおりとなります。ご注意ください。

① 新規に開業した施設が初めて改正後の許可を受けた場合(本当の新規)

② 改正前の法許可を既に取得している施設が改正後初めて許可を受けた場合(実質的には更新)

→いずれの施設も簿冊では「新規」と表示され、区別ができなくなりますのでご注意ください。

→担当課でも判別できないため、上記①のみの請求はできません。

■ 食品衛生法改正後の代表的な業種移行イメージ

	法改正前の業種名	法改正後の業種名
法 許 可	飲食店営業	飲食店営業
		調理の機能を有する自動販売機（新設）
	喫茶店営業	※廃止（飲食店営業に統合）
	菓子製造業	菓子製造業
	あん類製造業	※廃止（菓子製造業に統合）
	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム類製造業
	乳処理業	乳処理業
	特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業
	乳製品製造業	乳製品製造業
	集乳業	集乳業
	乳類販売業	※廃止（届出に移行し、簿冊には未掲載）
	食肉処理業	食肉処理業
	食肉販売業	食肉販売業
	食肉製品製造業	食肉製品製造業
	魚介類販売業	魚介類販売業
	魚介類せり売営業	魚介類競り売り営業
	魚肉ねり製品製造業	※廃止（水産製品製造業に統合）
		水産製品製造業（新設）
	食品の冷凍業又は冷蔵業	※廃止（冷凍食品製造業に統合）
		冷凍食品製造業（新設）
	食品の放射線照射業	食品の放射線照射業
	清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業
	乳酸菌飲料製造業	※廃止（届出に移行し、簿冊には未掲載）
	氷雪製造業	氷雪製造業
	氷雪販売業	※廃止（届出に移行し、簿冊には未掲載）
	食用油脂製造業	食用油脂製造業
	マーガリン又はショートニング製造業	※廃止（食用油脂製造業に統合）
	みそ製造業	※（みそ又はしょうゆ製造業に統合）
	醤油製造業	※（みそ又はしょうゆ製造業に統合）
		みそ又はしょうゆ製造業（新設）
	ソース類製造業	※廃止（密封包装食品製造業に統合）
		密封包装食品製造業（新設）
	酒類製造業	酒類製造業
	豆腐製造業	豆腐製造業
	納豆製造業	納豆製造業
	めん類製造業	めん類製造業
	そうざい製造業	そうざい製造業
	缶詰又は瓶詰食品製造業	※廃止（密封包装食品製造業に統合）
	添加物製造業	添加物製造業
		液卵製造業（新設）
	複合型そうざい製造業（新設）	
	複合型冷凍食品製造業（新設）	
	漬物製造業（新設）	
	食品の小分け業（新設）	
条 例 許 可	つけ物製造業	※廃止（法許可の漬物製造業に移行）
	製菓材料等製造業	※廃止（法の届出に移行し、簿冊には未掲載）
	粉末食品製造業	※廃止（法の届出に移行し、簿冊には未掲載）
	そうざい半製品製造業	※廃止（法許可のそうざい製造業に移行）
	調味料等製造業	※廃止（法の届出に移行し、簿冊には未掲載）
	魚介類加工業	※廃止（法許可の水産製品製造業に移行）
	食料品等販売業	※廃止（法の届出に移行し、簿冊には未掲載）
	液卵製造業	※廃止（法許可の液卵製造業に移行）
	弁当等人力販売業	※廃止（法の届出に移行し、簿冊には未掲載）